

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正に伴う耐震診断 及び耐震改修に係る国の支援制度の拡充について

東 北 部 会 提 出
説明担当 天童市

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成25年11月25日施行）により、昭和56年5月以前の旧耐震基準に基づき建設された階数3以上かつ5,000㎡以上の旅館・ホテル等は、平成27年末まで耐震診断の実施及び診断結果の報告義務が課せられております。

安全・安心を提供することは宿泊業者の基本ですが、耐震診断及び耐震改修には多額の負担を伴うこと、また、5,000㎡未満の施設であっても、耐震基準に適合している旨の耐震マークの表示が営業上不可欠になる可能性が高くなっていることから、そのための耐震診断及び耐震改修の費用が経営を圧迫するばかりか、閉館に追い込まれる施設も出てくることが予想されます。

観光を基幹産業とする自治体はもとより宿泊施設を多く抱える自治体においては地元食材の購入や雇用など地域経済にも大きく影響することが懸念されることから、国に対して、宿泊施設の耐震診断及び耐震改修費に係る補助制度等の対象の拡大及び補助率のさらなる引き上げ並びに融資制度の創設等、支援制度の拡充を要望するものです。